

香美市立図書館資料収集方針

令和元年10月1日

(目的)

この方針は、香美市立図書館（以下「図書館」という。）が市民や地域の要望に沿った、教養、調査研究、レクリエーションに資する図書やその他の資料を広く収集し、市民や地域に供する役割を担うことを目的として必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

図書館は、市民の「知る自由」を社会的に保障する機関である。市民の多様なニーズや社会的動向等を考慮した蔵書構成を目指し、市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味・娯楽等に資するもの、郷土、地方行政に関するものなどの各資料、その他視聴覚資料などを含む多様な資料を収集する。その際、著者の思想的・宗教的・党派的な立場にとらわれることなく、自由で公正な資料の収集を行う。多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

収集に当たっては、常に図書館全体として利用者の資料要求に応えることを目指し、必要な資料及び数を判断する。また、個人・組織・団体からの圧力や干渉等によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

なお、図書館が収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(収集資料の種類)

収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 行政・郷土資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) ハンディキャップサービス資料
- (6) コミック
- (7) その他形態や媒体を問わず必要な資料

(収集から除外する資料)

- (1) 人権への配慮に欠ける資料
- (2) 公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長する資料
- (3) 特定の機関、個人及び団体を中傷するような資料
- (4) 特定の機関、個人及び団体を宣伝するような資料
- (5) 青少年に有害とみなされる資料

(資料種類別収集方針)

資料種類別収集方針は、次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書

一般図書は利用者の生涯学習を支援するため、各分野の基本図書を充実させ幅広く収集する。

イ 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、豊かな人間性を培う資料及び調査研究のための資料を幅広く収集する。「香美市子ども読書活動推進計画」に沿った自主的な子どもの読書活動を推進するため、学校教育の支援及び家庭教育の向上に資することに留意し、各年齢層に即した資料を収集する。

ウ 参考図書

参考図書は、市民の調査研究の参考及び課題を解決するために必要な辞典、事典、年鑑、白書、統計書、目録、地図等幅広く収集する。

エ ティーンズ図書

中学生、高校生を対象に、教養、趣味、娯楽、実用等にわたり関心の高い資料を収集する。

(2) 逐次刊行物

新聞は国内発行の主要全国紙及び地元紙を中心に収集する。専門紙及び児童向け新聞については必要に応じて収集する。また、雑誌は速報性と多様性に富むため、蔵書構成に留意しつつ、各分野の主要なものを収集する。その他の逐次刊行物は必要に応じて収集する。

(3) 行政・郷土資料

香美市が発行した資料及び香美市に関する資料を中心に収集する。冊子（パンフレット・リーフレット等）については、国、高知県、香美市に関連する資料で発行者が公的機関であるものを対象に厳選し収集する。

(4) 視聴覚資料

市民のニーズを把握し、それぞれの分野で歴史的に評価の定まった作品や資料及び公立図書館として資料的価値が認められる資料を中心に必要に応じて収集する。

(5) ハンディキャップサービス資料

障害に応じて利用に適した形態で提供する資料を選択的に収集する。点字・録音資料の収集については、他機関の相互協力による資料提供を考慮し、収集・作成するものとする。また、高齢者及び視覚障害者用資料として大活字本を収集する。

(6) コミック

コミックは、原則として、郷土作家の作品及び公立図書館として資料的価値が認められる資料を中心に必要に応じて収集する。

(7) その他形態や媒体を問わず必要な資料

メディアの進展にあわせ、適切な資料を検討して収集する。